

## 1 部落問題・人権問題と係わる分野別研究

### 一 研究活動の基本方針

今次の総会では、世界及び日本における民主主義の危機的状況を念頭におき、公益社団法人部落問題研究所（以下、部落問題研究所）の現状をふまえて研究課題及び研究方針を明確にしなければならない。

#### （1）地球規模での民主主義の危機と対抗

世界情勢をみると、「アメリカ第一主義」を唱えるトランプの大統領就任に際し、ワシントン50万人をはじめとして、世界的な反トランプ統一行動が起こったことにみられるように、世界史の激動が新局面を迎えているといえよう。

トランプ大統領の登場は、民主党予備選でのサンダースの健闘とともに、その背景には、グローバル資本主義の暴走によりアメリカ社会で格差と貧困が広がり、「1%対99%の対立」といわれる深刻な矛盾と行き詰まりに直面している現実がある。トランプは大統領に就任するや、難民・中東7か国市民の入国拒否、メキシコ移民排除を実行に移すなど、選挙中に打ち出した白人第一主義と少数者・弱者差別の基本姿勢を変えようとせず、アメリカ社会において格差・分断、軋轢・混乱がいつそう深刻化し、深刻な悪影響が世界的に広がる可能性がある。トランプはまた、TPP離脱（2国間交渉への転換）、イギリスのEU離脱支持、EU内の右翼・極右の支持、親イスラエル、核開発と軍拡、地球温暖化対策の反故化など、むき出しの軍事的覇権主義と新自由主義政策を展開する可能性が大きい。トランプ相場といわれる株価上昇は、先進資本主義国支配層のトランプへの期待を意味するものとして注目される。

いっぽう、トランプへの警戒・批判が世界的に広がるなかで、アメリカでは人種・宗教・性などの違いを越え、自由と民主主義のための画期的な連帯行動が広がっている。そのたたかいは、世界全体の新自由主義や戦争に反対する民衆の運動の中で発展していく可能性が大きい。ロシアや中国でも新たな覇権主義の台頭が見られ、国際紛争の平和的解決、核軍縮や軍事同盟解消の運動がますます重要になっている。平和的地域共同体（ASEAN・CELEAC）の維持・発展の努力も重ねられ、EU内では「反緊縮」運動が強まり、難民受け入れの努力も続いている。

#### （2）世界史の激動と日本社会の現状

このような世界史の激動の中で、日本では、安倍首相が日米首脳会談で異常なトランプ追随をあらわにし、改憲政策を加速させ、戦後民主主義の危機がますます鮮明になっている。

安倍政権による改憲政策の強行、新自由主義政策の推進は国民との矛盾を深めている。安倍政権は、中国脅威論を利用して日米同盟を絶対化し、辺野古新基地建設を進め、集団的自衛権行使の閣議決定と安保法制整備、新任務を帯びた自衛隊の南スーダンPKO派遣、さらに「共謀罪」法案など治安法制整備を進めている。その改憲の執念は恐るべきものがあるが、マスメディア統制、大学の軍事研究の促進、侵略戦争と植民地支配の肯定、保育所・幼稚園への「日の丸・君が代」押し付けなど、「戦争する国」づくりは国民との間で矛盾を深めざるを得ない。

また、アベノミクス政策のもとで、巨大企業への優遇税制、原発再稼働など多国籍大企業の利益が増大する一方、一般国民への増税、社会保障削減、過酷な雇用条件などが重なる

って所得再分配機能が働かなくなり、貧困・格差の拡大、中間層の疲弊、地域社会の崩壊など国民生活が根底から脅かされている。

こうした情勢の下で、原発・震災復興・安保法制・憲法・沖縄・くらしの問題で、日本史上かつてない市民運動が起こり、市民と野党の共闘による参議院選挙の共闘がなされ、衆議院選挙での共闘の努力も続いている。

その焦点である沖縄では、県民の辺野古新基地反対の歴史的なたたかひが続くなかで、日米共同声明は辺野古が「唯一の解決策」とし、県民を高圧的に力でねじ伏せようとしているが、強権姿勢を強める両政府への怒りとたたかひは内外で広がらざるを得ないであろう。

### (3) 部落問題の解決過程と新たな問題

以上のような世界と日本の状況のなかで、部落問題は基本的に解決過程にあると言える状況に到達した。しかし、それに逆行して、昨年12月、「部落差別解消推進法」が成立した。その背景として、部落問題解決過程の現状が一般国民に十分理解されていない状況も利用し、市民と野党の共闘にくさびを打つ狙いもあると指摘されている。市民運動が広がるなかで、社会の分裂・分断・非和解を助長する動きも激しくなりつつあり、個人の尊厳を保障する社会への前進にかかわる理論的実証的探究が重要になっている。

### (4) 部落問題研究所の課題

そうした情勢の下で、部落問題研究所は、財政上の大きな困難を抱え、研究機関として存在意義の明確化が迫られてきたが、昨年、「部落差別解消推進法」成立という事態も生じ、研究機関として独自の役割をいっそう明確化して活動する必要に迫られている。

第一に、部落問題研究所は、これまで人権、地域、これを包含する社会の諸問題について理論的実証的研究を行なうことを課題としてきたが、日本社会の民主主義的発展に寄与するため、そのいっそうの発展をめざす必要がある。昨年の第54回部落問題研究者全国集会で部落問題解決過程の到達点の解明をテーマに掲げ、報告・討論を行なったのはその試みであった。

第二に、引き続き部落問題解決過程の到達点を検証し、今日的課題を明らかにするとともに、研究の到達点を総括して、今日求められる研究課題を明確化し、具体的研究を進める必要がある。

そして、第三に、それらの活動と並行して、国民的文化遺産というべき部落問題研究所蔵資料の活用・保存の具体的方策を立て、これを実行に移す必要がある。

## 二 各分野ごとの課題

### (1) 部落問題の歴史的研究（主任研究員 塚田孝・竹永三男）

地域社会における人権・民主主義をめぐる状況や運動の今日的展開をふまえながら、部落問題を前近代から現段階までの歴史展開の総過程の中で位置づけるとともに、各時代の全社会構造の中で具体的に把握する研究に取り組む。

1. 歴史研究部門では次の諸点を課題として研究を進める。

①史料に即した身分や部落問題に関する歴史研究、社会運動史研究などの成果もふまえて、中近世から現代までを射程に入れて共同研究を推進する。

②前近代の身分的周縁や賤民身分を中心とする身分社会の研究を、地域社会の構造とその展開との関連において究明する。また、国際的視野での比較史的研究に取り組む。

③近現代日本の人権と民主主義の歴史展開とその特質を明らかにすることを軸に地域史の再構成をめざす。身分遺制の問題に加え、ハンセン病問題や「行き倒れ」など、近現代日本の人権問題とそれに関連する社会運動などの諸問題を歴史的に解明する研究に取り

組む。

④『部落問題解決過程の研究』の完結を踏まえ、その成果を総括してこれを発展させる歴史的研究の課題の設定とその実践に取り組む。その際、部落問題の歴史的研究の蓄積と成果に逆行する研究に対する批判的検討を行う。

2. 科学研究費助成事業による研究などを、上記方針を具体的に発展させる中で推進する。

①最終年度をむかえる科研費「行き倒れに関する国際的比較地域史研究—移動する弱者の社会的救済・行政的対応の研究」（研究代表者藤本清二郎、基盤研究（B））では、近世から戦後現段階を通して、また日本・中国・朝鮮・イギリス・アメリカの国際比較により、研究を進め、成果をまとめていく。

②2016年度に終了する科研費研究「近代日本における地域社会の変貌と民衆運動に関する総合的研究」（研究代表者廣川禎秀、基盤研究（B））、及び同「戦後教員組合運動の地域社会史的研究—大教組所蔵文書の史料論的検討を通じて—」（研究代表者坂井田徹、基盤研究（C））の成果をとりまとめ、さらに発展させる。

③上記2つの科研の後継課題に基づく研究を進める。

3. 研究会の開催と研究成果の発表については、以上の研究を進めるため、歴史研究会を計画的に開催するとともに、合同研究会開催など他の学会との研究面での協力関係も強め、その成果を『部落問題研究』誌及び第55回部落問題研究者全国集会などに反映させる。

## （2）現代部落問題論・人権論の研究（主任研究員 奥山峰夫）

今日、日本国憲法の定める平和的生存権をはじめ諸権利が危機に直面しており、社会権（生存権、教育を受ける権利、労働権）もますます縮減、空洞化する傾向が著しい。地方自治体レベルでも、地方「行革」で教育、文化、福祉、医療などを削減する一方で、「人権行政」「人権施策」の名で事実上の同和行政を継続させる場合もみられ、また人権を単に個人（私人）相互間の意識の問題として「人権啓発」に集約する傾向も見られる。さらに、事実・実態を無視ないし軽視して「部落差別」が「隠然と、根強く存在する」という一面的な議論もみられる。そのような中で2016年12月には「部落差別解消推進法」が成立した。このような状況をふまえ、以下の点を中心に研究をすすめる。

①特別法にもとづく同和行政の実施を経て、実態調査資料等の存在する一定の地域をとりあげ、その後の変化と今日の地域の課題を探りたい。

②2000年の人権教育・啓発推進法以降、「人権行政の推進」、「人権文化のまちづくり」のためなどとして、「人権問題意識調査」がいくつもの地方自治体によって実施されている。これらの調査には、今日ますます重要性をます社会権に関する問題はほぼ視野に入っておらず、そのため今日の地域社会に生きる人々の直面する人権課題を鮮明にするものとはなりえず、人権教育・啓発推進法に規定されて人権を人々の意識の問題に矮小化する傾向が顕著である。これらを批判的に検討する。

③「部落差別解消推進法」の成立をうけ、部落問題解決に逆行する動きがとりわけ地方自治体で生じる懸念が増すなか、そうした動向を注視し、資料を収集し、求められる研究活動を進める。

④ヘイトスピーチ問題について、そのよって来たところを追究しつつ、法的規制の議論について「部落差別の法規制」も念頭におきながら検討してゆく。

⑤地域における人権諸課題—貧困、福祉、介護、医療、ハンセン病問題など—についての実証的研究に取り組む。

### (3) 人権と教育に関する理論的・実証的研究 (主任研究員 梅田 修)

文部科学省が設置した「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」は、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」を公表する(2008年3月)とともに、小学校・中学校・高校を対象にした「人権教育の推進に関する取組状況の調査結果」を公表した一第一次(2009年10月)、第二次(2013年10月)。これらを契機にして、人権教育の指導方法が人権教育施策として具体化される状況がすすんでいる。これと軌を一にして、安倍政権による「教育改革」が強引に推進されてきている。2018年度から「道徳」の教科化が実施され、学習指導要領の改訂(2017年3月)によって授業時間数の増大、小学校高学年での英語の教科化、特定の教育方法(アクティブ・ラーニング)の強制などが目論まれている。

こうした状況をふまえ、次の研究課題を設定する。

①国・地方自治体の人権教育施策を批判的に検討するとともに、学校における子どもの人権と教育実践に関する研究を積極的にすすめる。

②人権を国民相互間の問題に矮小化し、もっぱら国民の意識を問題にする「人権啓発」を批判し、地域における自主的な人権学習のあり方を検討する

③教育委員会制度の改悪、道徳の「教科」化、教科書の「国定」化、政治教育の制約、学習指導要領の改訂などによる安倍政権の強引な「教育改革」を批判的に検討する。

### (4) 人権に関わる文芸の研究 (主任研究員 秦 重雄)

文芸研究会は、発足の当初より、「部落問題の解決に資する」ことを念頭に置いて部落問題文芸作品研究の考察を進めてきた。今日、部落問題の解決段階を迎えるに当たり、積年の実績に立って、「部落問題は今なお根深い」言説の打破、差別克服にあたっての、文芸・芸術作品の積極的役割の解明などに着目して問題点を総合的・科学的に究明してゆく。

とりわけ、戦後高度成長時代の国民意識民主化の進展、人権意識の成熟という道程の中に、史的動向としての文化現象を位置づけ、捉えなおす作業が重要であろう。哲学・思想分野との関連性を視野に入れた研究を継続してゆく。

なお、研究の指針は、従来通り、次の4点とする。

①文芸作品の中で扱われた部落差別にかかわる問題を、それを取り巻く歴史的社会的条件の中で読み解いてゆく。

②文芸作品の中で扱われた部落問題以外の人権上の諸問題を、部落問題を視野に入れた歴史的社会的観点から読み解いてゆく。

③文芸作品の中に現れた人権にかかわる諸矛盾を、今日的人権状況との関連性を通して捉えなおし、人権認識向上に資する読み方を提起してゆく。

④以上のような研究活動を通して、作品の発掘・見直し・再評価にも積極的に取り組む。『部落問題研究』などの誌上で読書会に提供してゆく。

部落問題研究者全国集会については、「思想・文化」分科会の運営を従来通り、文芸研究会が担当する。

## 2. 部落問題の解決過程に関する研究

### (1) 共同研究実施の意義

共同研究を実施する意義は、「なお多くの課題を残しているとは言え、封建的身分の残

滓である部落問題が基本的に解決したと言い得る段階に達したと考えられ」る今日、部落問題研究所が、創立60周年にあたり、「部落問題の解決を日本国民が達成した歴史的事実として解明」し、「この事実を生み出した歴史的諸条件を分析し、総括する」ことにある。

## (2) 研究成果の刊行

『部落問題解決過程の研究』第1巻（歴史篇）

『部落問題解決過程の研究』第2巻（教育・思想文化篇）

『部落問題解決過程の研究』第3巻（現状分析・理論篇、資料篇Ⅰ）

『部落問題解決過程の研究』第4巻（資料篇Ⅱ）

『部落問題解決過程の研究』第5巻（年表篇）

(3) 第1巻・第2巻・第3巻・第4巻に続き、2016年度には第5巻（年表篇）を刊行し、全5巻の発刊が完結した。引き続き、全5巻の普及に努める。

## 3. 部落問題研究者全国集会などの開催

### (1) 第55回部落問題研究者全国集会の開催

2017年10月28日（土）～29日（日）の両日、京都市内で開催する。

①全体会（28日）

②分科会（29日）—「歴史（前近代）」「歴史（近現代）」「教育」「現状分析・理論」「思想・文化」「人権と部落問題を語る会」

なお、集会における研究成果の報告は、『部落問題研究』誌上で行う。

(2) 第54回部落問題研究者全国集会の研究成果を『部落問題研究』誌に報告する。

## 4 図書資料の蒐集・保存・整備及び資料紹介に関する事業

### (1) 部落問題・人権問題関係資料の収集

歴史、現状、運動、行政、人権、教育、文芸等の分野に関する関係資料の蒐集を積極的におこなう。

### (2) 資料室の整備・充実

第2資料室（閉架式）開設のため、引き続き寄贈図書について整理し、目録作成を進める。視聴覚教材・マイクロフィルム資料の目録を点検・整理する。さらに、所蔵資料のより一層の利用促進をはかる。

### (3) 研究図書資料の収集

研究図書資料の収集をおこなう。

### (4) 関係資料の紹介

『人権と部落問題』『部落問題研究』『会報』において関係資料の紹介をおこなう。

## 5. 機関誌・研究紀要・学術図書等の刊行

(1) 『人権と部落問題』（月刊）を毎月2300部、年12回を編集・刊行する。

4月号からPDF編集による発行を行う。

(2) 紀要『部落問題研究』（季刊）を各500部、年4回編集・刊行する。

このうち、1冊は第54回部落問題研究者全国集会の報告書として編集・刊行する。2016年度に続いて、PDF編集による発行を継続する。

### (3) 関係図書の編集と刊行

三田智子『近世和泉国におけるかわた村の研究―泉郡南王子村の村落構造を中心に』  
(学術図書)

部落問題研究所編『ここまできた部落問題の解決』(単行本)

## 6. 法人の機能を活用した各種サービス

### (1) 学習講座の開催

① 部落問題の理解を促進するための学習講座の開催を検討する。

② 『夜明け前』輪読会の開催

2014～2016年度に続いて、毎月第1日曜日を原則に開催する。

### (2) 講師の斡旋

部落問題・人権問題に対する講演会・研修会の講師の斡旋・紹介を行う。

### (3) 関係資料の貸し出し

部落問題・人権問題に対する資料の貸し出し要請に対し、積極的に対応する。

### (4) 相談活動

部落問題・人権問題に対する市民・外国人などの相談に積極的に対応する。

## 7. 目的を同じくする各種機関・団体との連絡・協力

全国各地で活動している研究機関・研究会などと連絡を密にして、研究・調査・学習などの事業について、協力関係を発展させていく。

## 8. 役員会等の開催

### (1) 総会

定時総会を2017年5月に開催する。臨時総会を2017年度末に開催する。

### (2) 役員会

1) 理事会を定期的で開催し、研究所の事業の運営について審議する。

2) 研究所の業務執行状況、財産状況について、監事による監査をおこなう。

### (3) 委員会

編集委員会・研究委員会を定期的で開催し、所管の事項を審議する。

### (4) 所内会議

必要に応じて所内会議を開催し、事業の運営について審議する。

### (5) 将来検討委員会

将来検討委員会において、部落問題研究所のあり方の検討を進める。

## 9. 会員・定期購読者・書籍頒布の拡大及び募金活動

### (1) 会員の拡大

会員の協力を得て、会員の拡大に積極的に取り組む。

### (2) 定期購読者の拡大

会員の協力を得て、『人権と部落問題』『部落問題研究』の定期購読者の拡大に積極的に取り組む。

(3) 書籍頒布の拡大

会員の協力を得て、書籍頒布の拡大に積極的に取り組む。

(4) 募金活動

2015年度から取り組んでいる募金活動を継続して追求する。